

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年3月19日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る
パブリックコメントの実施結果について

(危機管理政策課) … 1
- 2 一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部との災害時協力協定の締結
について

(危機管理政策課) … 5
- 3 鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」多言語化版の運用開始
について

(危機対策・情報課) … 8
- 4 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等に
について（第61報）

(原子力安全対策課) … 11
- 5 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難
計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果
について

(原子力安全対策課) … 13
- 6 令和2年版鳥取県原子力防災ハンドブックの全戸配布について

(原子力安全対策課) … 20

危 機 管 理 局

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る
パブリックコメントの実施結果について

令和2年3月19日
危機管理政策課

本県にも影響のあった令和元年台風19号災害をはじめとした近年の災害に係る教訓等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を取りまとめパブリックコメントを実施しました。

1 意見募集期間 令和2年2月25日（火）から3月9日（月）まで

2 意見総数（応募者数） 17件（7名）

3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
防災訓練	女性の視点という観点から、炊き出し訓練の担当が女性のみといった固定的性別役割分担意識のない訓練を望む。	今回の修正では、避難所の運営に男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営を行うよう修正しており、避難所運営訓練等においても取組を推進していく。
防災訓練の広報の充実	広報だけでなく、マスコミ各社の災害時の報道指針について、メディア各社とも協議してほしい。	今回の修正では、報道機関と連携し、地域のハザード情報などを加えた災害報道や防災情報を県民に伝わりやすく発信する手法等について研究等を行うこととしている。また、現在でも災害情報の発信方法などについて報道機関と意見交換を行っている。
総合防災訓練	防災フォトロゲイニングのように、観光イベントと連携できるようなものも取り入れて頂きたい。また、総合防災訓練は、自主防災組織と連携した消火訓練や避難訓練を重視した取り組みにしてほしい。	県の総合防災訓練である「とっとり防災フェスタ」では、県民参加型のイベント等（防災スタンブラー、水消火器体験など）を多く盛り込み、家族連れ等で楽しみながら防災に触れ、防災意識を高めてもらうことができるよう例年企画しているが、現在のところ観光まで広げた訓練の実施までは考えていない。 また、現計画では、県や市町村の総合防災訓練では、自主防災組織や民間企業、ボランティア団体、地域住民等とも連携しながら、地域の防災体制が機能発揮できるよう努めることを位置付けており、様々な訓練項目から実施目的に沿って市町村が企画している。 いただいたご意見については、会議の場等を通じて市町村に情報提供させていただく。
総合防災訓練	学校内だけの防災教育ではなく、学校と地区の自主防災組織との連携を強化してほしい。	現計画では、「学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることなどを通じて家庭や地域社会との連携を図る」としている。いただいたご意見については、会議の場等を通じて市町村に情報提供させていただく。

災害図上訓練	簡易型災害図上訓練(DIG)について、簡易型を付けることで内容が浅いものと記憶されかねないので、簡易型の表現がない方がよいと思う。	御意見を踏まえるとともに国資料の表記等と整合性を図るため、「簡易型」の表記を削除。 (災害予防編(第1部)総則 第3章 防災訓練ほか)
支え愛マップ	支え愛マップ作成時には「まち歩き」を必ずセットするか、作成したマップを使った「防災まち歩き」の取り組みの強化など、次の段階へと繋がっていく防災意識の向上へむけての取り組みの強化をお願いしたい。	支え愛マップの作成時には、可能な限りまち歩きなどの取組も合わせて実施するように関係者で申し合わせをしている。また、支え愛マップの活用事例集により作成後の取組の好事例を紹介しており、今後とも地域において防災意識の向上に繋がるよう努めていく。
避難所運営訓練	「避難所初動運営キット」の導入を推進してほしい。	今年度の台風19号を踏まえた防災避難対策の検討会において、避難所の運営や環境整備についても検討を行い、県内の運営キット導入事例を市町村へ情報提供するなどし、準備について求めているところ。今後も資機材の適切な準備等を含め、避難所の円滑な運営等にむけ、市町村と連携を密にして対応していきたい。
防災教育の推進	住民向けの防災啓発の資料が少ないので、防災訓練の内容、備蓄品の説明、救急時の対応などを盛り込んだ冊子の作成や、YouTubeなどを利用した防災啓発活動の強化があればいいと思う。	今後、地域で取り組む支え愛マップづくりの場などで、効果的なハザード情報の提示ができるよう支え愛マップに取り組む地域のハザード画像作成、三大河川(千代川・天神川・日野川)が浸水した場合のCG(動画)作成、民間の地図情報と浸水データを連動させた浸水深の表示システム(静止画)作成などに取り組んでいく。冊子については、各市町村で地域の実情に応じた情報を掲載されたほうが効果的と考える。市町村から要望があれば消防庁等が作成している資料などを活用したい。
連携備蓄	物資を配布する人は、アレルギーの人や宗教上の規制がある人は食べられるかどうか分からぬ可能性もあるので、そうした人が食べられるものを連携備蓄品目の中に入れてはどうか。	県と市町村で役割分担し備蓄を行っており、アレルギー対策の食品も備蓄している。なお、近年ではアルファ米がハラル認証を受ける例も始めているので、今後の対応について市町村の意見を聞いてみる。また、消毒液等の衛生用品については、現在追加備蓄を検討している。
連携備蓄	県備蓄品の中に消毒液、除菌シート、マスク、ゴム手袋などを拡充してはどうか。また、備蓄物資の保管場所として、トラックなどでの積み荷がしやすい施設の選定をお願いしたい。	また、県が備蓄物資の保管場所については、当面の間は現在の保管場所を継続使用するが、物資をロールボックス(タイヤ付きかご)に入れて保管するなど搬出しやすい工夫をしていく。
観光客への避難誘導・帰宅支援	観光客への避難誘導・帰宅支援について、今後検討する予定はあるか。	現状では観光客については帰宅困難者に準じた対応を想定しており、避難所での一時的な受入のほか、必要な情報提供を行うこととなる。なお、平成2.8年の中部地震では、鳥取中部観光推進機構が倉吉駅周辺で観光客への情報提供を行った。

外国人の避難所運営への参画	外国人は要配慮者である一方、日本語の意思疎通ができる外国人は避難所運営やボランティア活動に参加できるので、外国人も避難所運営の担い手として位置付けてはどうか。	御意見を踏まえ、以下の内容を記載。 (災害予防編(第5部)避難対策計画 第3章 指定緊急避難場所・指定避難所の整備ほか) 日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で運営組織を構築することに努める。
周知文例の多言語化	避難勧告の周知文例を記載しているが、資料編などで周知文例を英語や中国語などの多言語で示したら、通訳が少ない自治体も多言語発信が可能になるのではないか。	鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」において、多言語表示を行うなど外国人にも災害情報等が伝わるよう令和2年3月に改修する。また、自治体国際化協会がホームページで公開している「災害時多言語表示シート作成ツール」について、市町村へ情報提供を行い、多言語発信が可能となるよう支援している。
災害時の通訳	県は災害時の通訳ボランティアを鳥取県国際交流財団に委託するなどして確保してほしい。	現計画では、災害ボランティアセンターの登録者で適任者がいる場合、通訳ボランティアとして参加していただくこととしている。また、鳥取県国際交流財団などと連携し、多言語による情報発信や多言語の相談対応など、平常時や災害時における総合的な相談体制を整備していくこととしており、今後引き続いて連携体制について相談していきたい。 なお、災害時においては、鳥取県国際交流財団に設置されている外国人相談総合窓口（県内に3箇所）において多言語支援を一元的に対応することとしている。
文化財対策	旧家や自治会に長年保管されてきた古文書や民具等は、被災地ではいちばんやく処分されるのが現状であり、廃棄を防ぐためには、災害に備えた予防的措置や、災害時の応急的な対応が重要であることから地域防災計画に未指定文化財への取り組みを明記してはどうか。	御意見を踏まえるとともに、本県では令和2年3月に鳥取県文化財保存活用大綱を定めたことから、以下の内容を記載。 (災害予防編(第12部)文教対策計画 第1章 文化財災害対策) 災害時に対応するためには、平常時より指定等については当然のこと、未指定文化財についてもその所在や所有者等をできる限り把握しておくことが必要であり、市町村文化財保護部局や県関係機関等と情報共有等を行う。
水防対策	土砂崩れが起こり、土砂や流木が河川に流れ込んでいるので、森林等の適正な管理をしてもらい、流木が河川に流れない様に対策を講じてもらいたい。また、間伐をしても樹木を山に放置せずに、麓まで下してもらいたい。	現計画では、「流木等の被害の防止のため、間伐材は積極的に林地外へ搬出することとし、流木捕捉効果の高い透過型えん堤による対策などを実施する」としている。 県では、平成29年7月九州北部豪雨で発生した流木災害を踏まえ、「総合的な流木対策検討事業」を立ち上げ流木による河道閉塞などの危険度が高い危険個所（トラブルスポット）を抽出し、森林・砂防渓流・ダム・ため池においてハード・ソフト対策を行い、部局横断的な対策検討を実施している。今後も引き続き、これらの対策を推進していく予定である。

その他	よくできていると思うので、ぜひ実行してください。	今後も新たな知見等を踏まえ、より県民の皆様が安全・安心して暮らしていくことができるよう、適宜、計画を充実させるとともに、地域の取組、防災訓練や意識啓発活動等を通じ、県民、事業者、市町村、県及び国の機関が各自の役割を果たし、連携して県全体で自助・共助・公助による総合的な防災力を高めていくよう努めていく。
-----	--------------------------	---

4 今後の予定

地域防災計画の修正案については、3月24日（火）に開催する県防災会議において審議される予定です。

一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部との災害時協力協定の締結について

令和2年3月19日
危機管理政策課

近年、全国で水害や土砂災害が相次いで発生していることを踏まえ、鳥取県と一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部との間で、災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定を締結しました。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定

(2) 協定の目的

浸水や土砂災害などの災害時に公共施設に流入、付着した泥を高圧洗浄する作業について（一社）日本塗装工業会鳥取県支部会員の協力を得て行い、公共施設の早期復旧を図る。

(3) 協定内容

- ・県が必要と認める公共施設及び避難所等における建物の汚泥洗浄応急対策に係る業務（応急対策業務）への支援協力を同支部に要請することができる。
- ・応急対策業務の対象施設は、県有施設を想定しているが、県内の被災状況等を踏まえて、必要に応じ市町村有施設等を対象とする場合がある。

2 協定締結先

一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部

所在地：米子市博労町1丁目8（有限会社岩崎塗装店内）

代表者：支部長 岩崎 浩（いわさき ひろし） 氏

3 協定締結式

(1) 日時

3月10日（火）

(2) 場所

知事公邸

(3) 相手方の出席者

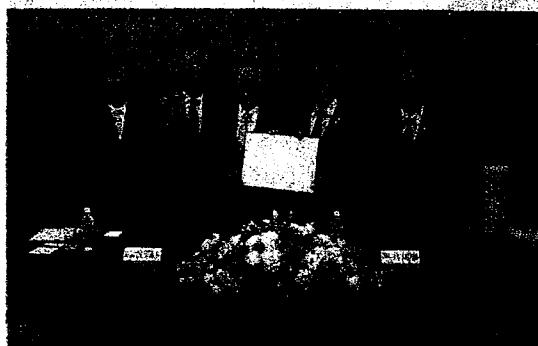
支部長 岩崎 浩 氏

副支部長 瀧本 覚（たきもと さとる） 氏

副支部長 松井 敬一（まつい けいいち） 氏

顧問 野坂 道明（のざか みちあき） 氏

鳥取県と（一社）日本塗装工業会鳥取県支部との
災害時協力協定締結式



4 応援協定の効果

水害や土砂災害により公共施設等に被害が発生した時は、施設に流入した土砂等を撤去した後に洗浄を行うことが必要となるが、当該作業の迅速化が図られ、施設の早期復旧に資する。

また、県有施設に限定せず、必要に応じて市町村有施設も対象とすることで、市町村が災害時に住民対応を早期に回復させることができると期待できる。

災害時における汚泥等洗浄応急対策の協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における建物の汚泥等洗浄応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が必要と認める公共施設及び避難所等における応急業務の実施に関し、甲が乙に対して支援協力を得るに当たり必要な事項を定め、当該施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、応急対策業務のために乙の会員の有する技術、労力及び資機材が必要であると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができる。

2 要請は文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は前項の要請があったときは、可能な限り協力するよう努めるものとする。

4 乙は、応急対策業務にあたる会員の編成、現場での作業の遂行について、乙の責任において支援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた時は、速やかに支援協力の内容及び実施計画等を甲に連絡するものとする。

2 応急対策業務の対象施設は、県有施設を原則とするが、県内の被災状況等を踏まえた甲乙の協議により市町村有施設等を対象とすることを妨げない。

（経費の負担）

第4条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、市町村有施設等を対象とする業務を行った場合の費用の負担は、甲乙及び当該市町村で協議の上決定するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における一般的な実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（報告）

第5条 乙は応急対策業務を完了した場合は、次の各号に掲げる事項を速やかに甲に報告する。

- (1) 応急対策業務を実施した場所
- (2) 応急対策業務の具体的な内容、実施会員名及び実施期間
- (3) その他必要な事項

（支援協力の連絡体制）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡体制を定め、必要な情報を交換する。

2 前項の連絡体制を定めた場合又は当該連絡体制に変更が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相互に報告するものとする。

（災害情報の提供）

第7条 乙は、応急対策業務実施中に覚知した災害等の情報を積極的に甲に提供する。

（災害補償）

第8条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、災害救助法（昭和22年法律第118号）、第29条又は災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和40年鳥取県条例第7号）の定めるところによる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月10日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治

乙 鳥取県米子市博労町1-8

一般社団法人 日本塗装工業会鳥取県支部

支部長

岩崎浩

鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」多言語化版の運用開始について

令和2年3月19日
危機対策・情報課

鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」の多言語化版を、3月23日（月）正午に運用開始します。

対応外国語は9言語（英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ロシア語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語）で、県内外外国人住民約5千人（2019年末時点）の94%程度をカバーします。

1. アプリ多言語化の概要

（1）多言語化版の特長

- ✓ OS(オペレーティングシステム)の設定言語に応じて画面表示が切り替わる。(9外国語以外の言語は日本語表示)。
- ✓ OS言語はそのまま(例えば日本語画面)でも「あんしんトリピーメール」の主な情報を9外国語で受信可能。
- ✓ トップメニューに配置した、観光庁監修の訪日外国人向け災害情報提供多言語アプリ Safty tips や今後多言語化予定の鳥取県原子力防災アプリを連携起動可能。

（2）県内外外国住民の94.3%をカバー

(単位:人、2019.12.31現在)

県公式サイト「とりネット」翻訳言語圏										合計	うち 9言語
英語が通じる国	中国	台湾	韓国	ロシア	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	他(60か国+無国籍)		
431	898	72	986	29	1,387	588	209	95	284	4,979	4,695

（3）多言語化の取組（金額は税抜）

The image shows a side-by-side comparison of the app's interface. On the left, under '

######

2. 多言語化版アプリ各メニューの機能

トップメニュー	内容
受信項目の設定 (歯車記号)	日本語版あんしんトリピーメール(県内5地区、気象・生活安全等39ジャンル)、9外国語版あんしんトリピーメール(各言語で「災害情報」と表示、気象警報等主要ジャンル)、県公式facebook・twitter(日本語のみ)等。※9外国語OS毎の初期(切替時)設定は自動で該当言語のあんしんトリピーメール「防災情報」のみを選択。
防災ポータル	県公式HPとりネットの「鳥取県の危機管理」サイトを表示。(とりネットの6言語翻訳機能(手動)で多言語表示)
お知らせ	設定項目の過去1か月分のお知らせを時系列で表示。(設定項目を切り替えの都度該当内容を表示)
避難所・防災カメラ	名称・住所を和英併記。最寄りの順番に指定避難所・指定緊急避難場所、防災ライブカメラ(道路・河川)を一覧表示(検索も可能)し、各箇所の位置図(自動経路案内)と、ライブカメラの実況画像にリンク。(避難所・避難場所1,796箇所、カメラ423箇所)
連携起動アプリ	・観光庁監修訪日外国人向け災害情報提供多言語アプリ Safety tips(避難行動フロー、周囲との会話カード、乗換案内、医療機関検索、音声翻訳アプリ等の有益情報を提供) ・鳥取県原子力防災アプリ(R2年度多言語化予定)
防災リンク	リンク先HPの名称・簡易説明を9外国語表示。(各リンク先はとりネット6言語翻訳(手動)で多言語表示)



あんしんトリピーなび

～鳥取県防災アプリ～

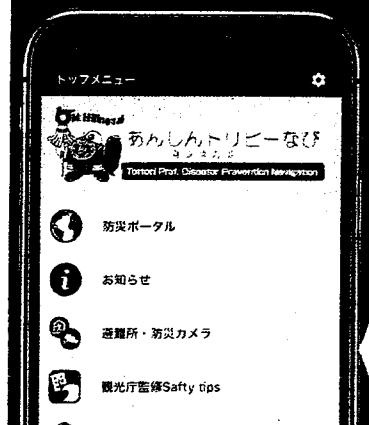
Tottori Pref. Disaster Prevention Navigation

**鳥取県に関する
全ての人に安心を！**

“多言語対応”的総合防災
ポータルアプリでお届けします！

**Helping Keep
everyone in Tottori
Prefecture safe!**

We're providing a multilingual
comprehensive disaster
prevention portal app!



新機能

New Function

多言語に対応しました!!
Multilingual support!

■ OSの設定言語に応じて、画面表示が切り替わります。
Language switching according to OS language setting.

今までの日本語に加え、次の9つの外国語に対応しました。

英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ロシア語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語

Supports 10 languages: Japanese, English, Chinese (Simplified and Traditional), Korean, Russian, Vietnamese, Filipino, Indonesian and Thai.

■ OS言語はそのまま（例えは日本語画面）でも多様な防災情報メール「あんしんトリピーメール」の主な情報を上記の9外国語で受信できます。

Even if the OS language is the same (for example, Japanese screen), you can receive the main information of the various disaster prevention information mails "Anshin Tripy E-mails" in the above 9 foreign languages.



こちらのQR
コードから
ぜひダウン
ロードして
ください！

Please
download
from the
QR code
here!

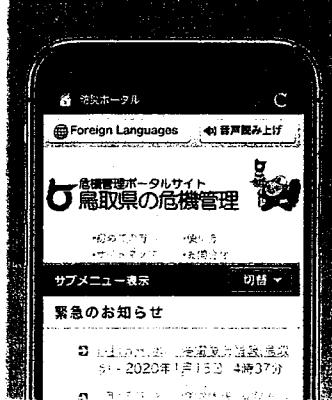


鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」は鳥取県が多言語で提供する無料の総合防災アプリです。とりネット「鳥取県の危機管理ポータルサイト」や「あんしんトリピーメール」、「避難所・避難場所」、「防災ライブカメラ」の情報など、多様なコンテンツに分散した鳥取県内の危機管理関連情報をこのアプリで丸ごとご活用ください。

Tottori Prefecture disaster prevention app "Anshin Tripy Navi" is a free comprehensive disaster prevention app provided by Tottori Prefecture in multiple languages. Information on crisis management in Tottori prefecture distributed to a variety of contents, such as information on the Tori Net "Crisis Management Portal Site in Tottori Prefecture", "Anshin Tripy E-mails", "Evacuation Sites", and "Live Disaster Prevention Cameras". Please use the whole application.

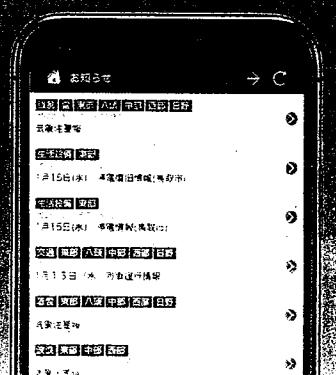
**防災ポータルで
鳥取県の様々な危機
管理情報を多言語で
把握できます！**

This app will allow you to gather various types of crisis management information coming out of Tottori Prefecture through the Disaster Prevention Portal!



**会員数約3.5万人の
「あんしんトリピーメール」
等をプッシュ通知！**

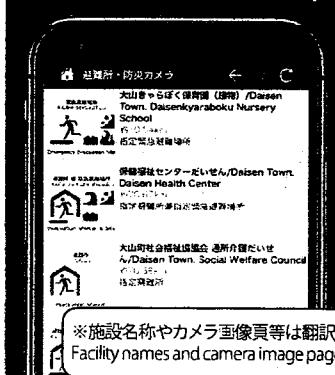
Providing push notifications like "AnshinTripy E-mails" to nearly 35,000 members!



**最寄りの避難所等を
自動リストアップ！**

Provides automated lists of the nearest shelters and other facilities!

Check your route from your current location on the map!



**河川・道路の状況は
ライブ画像でウォッチ！**

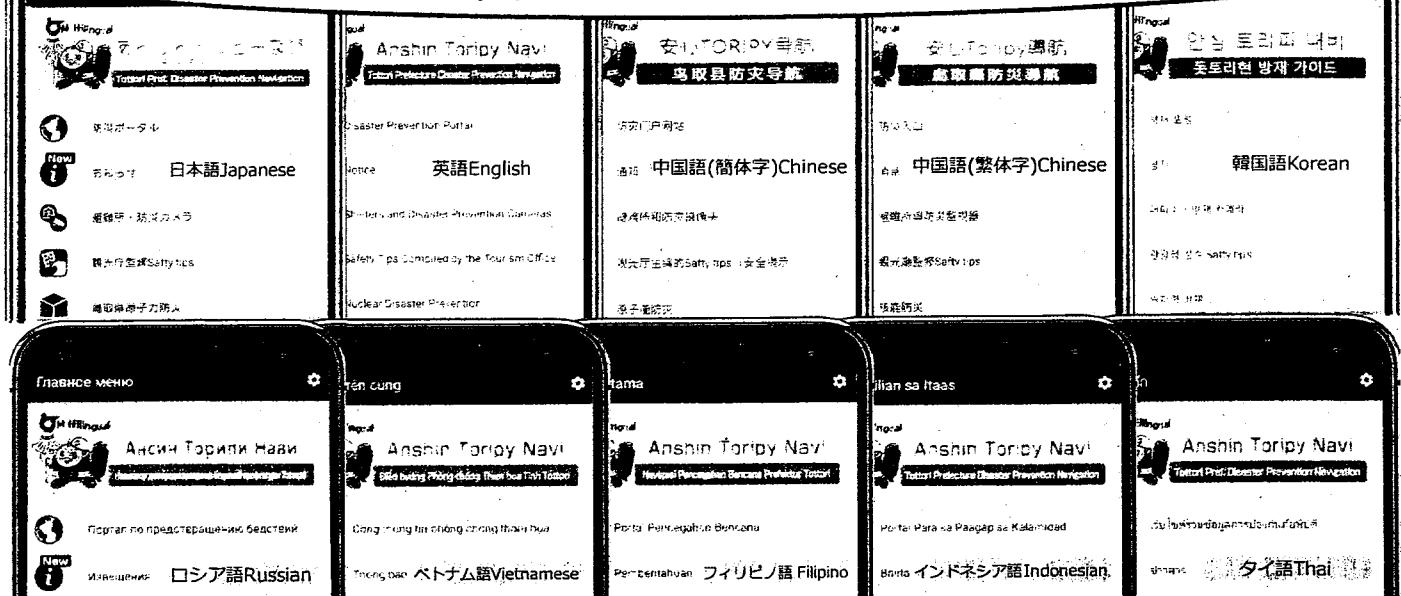
地名等のキーワードや
カテゴリーで検索できます！
Watch river and road
conditions via live video feeds!

Search using keywords and categories like location names!



OSによって自動的に切り替わる10言語の画面イメージ

10 language screen images automatically switched by OS

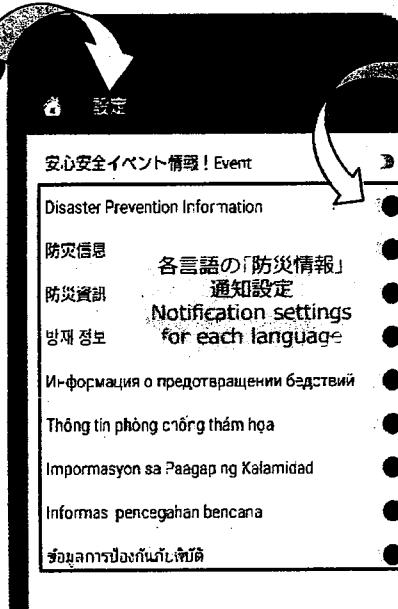


「設定（歯車）」画面で、

日本語以外の各言語で表示された「防災情報」の選択により「あんしんトリビーメール」の主な情報を機械翻訳してお知らせします。
※初期設定は各OS言語の「防災情報」のみとなります。

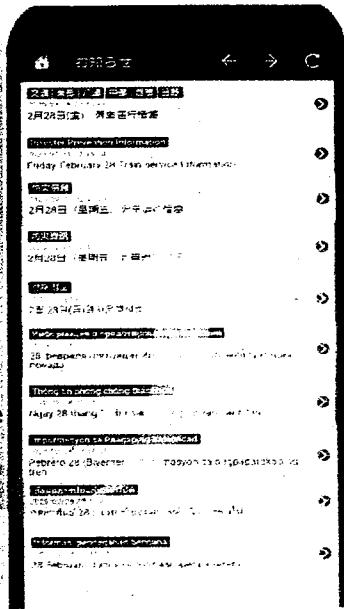
By selecting "Disaster Prevention Information" displayed in languages other than Japanese on the "Setting (gear symbol)" screen, the main information of "Anshin Trip E-Mail" will be machine translated and notified.

The initial setting is only "Disaster prevention information" of each OS language.



スイッチオン!
Switch on here!

- 英語English
- 中国語(簡体字) Chinese
- 中国語(繁体字) Chinese
- 韓国語Korean
- ロシア語Russian
- ベトナム語Vietnamese
- フィリピン語Filipino
- インドネシア語 Indonesian
- タイ語Thai



■ ■ ■ 注意事項 Notes ■ ■ ■

- ◆ 本アプリは、「避難所・防災カメラ」の一覧表示、「付近の情報」、「地図・経路」表示機能においてGPSを利用して、ユーザーの現在地に応じた情報通知を行います。あらかじめ位置情報サービス(GPS)を有効にしてください。
 - ◆ 避難所・防災カメラのリンク先の地図上に示される経路は、地図サイトが提示する経路検索サービスを利用しています。そのため、必ずしも災害発生時の最適な経路を表示しているわけではありませんので、経路は参考情報としてご利用ください。
 - ◆ ダウンロード及びご利用は無料ですが、所定のパケット通信が発生し、ユーザーと運送会社との契約状況によってはパケット通信料が発生します。
 - ◆ 通知機能で「お知らせ」する「あんしんトリビーメール」のエリアやジャンルの選択は、本アプリの「設定」画面でしか行えません。
 - ◆ 本アプリのデータや記載内容は、自動翻訳等の機械的な翻訳により、適確に翻訳できない場合があります。運営者及び各情報提供者は、その翻訳機能の性能や翻訳結果の正確性、および翻訳結果から生じる損害、損失については一切責任を負いません。
- <その他注意事項はアプリトップメニューの「このアプリについて」から利用規約をご確認ください。>
- ◆ This Application provides information notifications corresponding to the User's current location through use of GPS in its displays of lists of "Shelters and Disaster Prevention Cameras", "Vicinity Information", and its "Maps and Routes" display function. Please be sure to have location information services (GPS) enabled.
 - ◆ The route shown on the map of the link destination of "shelter / camera" uses the route search service presented by map site. Therefore, it does not necessarily indicate the optimal route at the time of disaster occurrence, so please use the route as reference information.
 - ◆ Downloading and using are free, but due to the occurrence of predetermined packet communication, packet communication charges will occur depending on the contract situation between the user and the communication company.
 - ◆ Notification function, area and genre of "Anshin Trip E-mail" can be selected only on the "setting" screen of this application. It can not be set from the link destination(URL) described at the end of the main text of "Anshin Trip E-mail".
 - ◆ Particularly, all data and contents in this application might not be translated properly due to mechanical translation such as automatic translation. The operator and each information provider are not responsible at all about the performance of the translation function, the accuracy of the translation result, and the damage or loss resulting from the translation result.

<For other notes, please check the terms of use from "About this app" in the app top menu.>



鳥取県 危機管理局 危機対策・情報課 住所：〒680-8570 鳥取市東町1丁目271
Tottori Prefecture Crisis Management Bureau Crisis Response and Information Division
Address: 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori-ken 680-8570
TEL: 0857-26-7950 FAX: 0857-26-8137 E-mail: kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第61報）

令和2年3月19日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
142回目 (2月20日)	【重大事故対策】	○フィルタベントを実施する条件等について説明した。 ○新たに、フィルタベントの配管に水素が溜まらないようにする対策等に関する説明が求められ、審査継続。
143回目 (2月25日)	【耐津波設計】	○島根原発で採用している複数の防波壁の構造型式と構造成立性※について説明した。 ○耐津波設計については、その他にも論点が残っており、審査継続。
144回目 (2月28日)	【地震】	○防波壁両端の地山斜面について、基準地震動による地震力に対して十分な安定性を有していることを説明した。 ○防波壁両端の地山斜面の安定性に関する審査は終了したが、他の斜面について審査継続。
145回目 (3月3日)	【耐震設計】	○屋外重要土木構造物等（取水槽やダクト）について、構造物ごとの特性に応じた耐震評価を行うことを説明した。 ○耐震設計については、その他にも論点が残っており、審査継続。
146回目 (3月5日)	【重大事故対策】	○令和元年10月に工事が完了した、重大事故発生時に事故収束活動の拠点となる緊急時対策所の設置状況や電源設備、通信設備等について説明した。 ○1号機と2号機の同時発災を想定しても2号機への対応ができる要員体制を検討するようにとの指摘があり、審査継続。
147回目 (3月10日)	【耐震設計】	○基準地震動が大きくなつたことによって変更する必要のある耐震設計の手法について、その妥当性を説明した。 ○耐震設計については、その他にも論点が残っており、審査継続。

※ 地震や津波に襲われても防波壁が損傷せずに機能を維持していること。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数(開催日)	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック網掛け：審査済）

項目		審査状況
地震・津波関係	地質	震源地の地質・地質構造 敷地周辺の地質・地質構造
	地震	地下構造 震源を特定して策定する地震動 震源を特定せずに策定する地震動 基準地震動
	津波	地震による津波 地震以外による津波 基準津波
	地盤・斜面の安定性	
	火山事象	
	耐震設計	
	耐津波設計	
	設計基準事故対策	外部事象
		電離 火山 外部火災 その他自然現象
		内部火災 内部漏水
		安全施設等
		炉心損傷防止 格納容器破損防止 燃料プールの燃料破損防止 停止時の燃料破損防止 事故シーケンスの選定 解析コード
		停止失敗時未臨界確保 炉心冷却（高圧冷却、減圧等） 最終ヒートシンク 格納容器（冷却、過圧破損防止等） 水素対策（格納容器、原子炉建屋） 使用済燃料プール 緊急時対策所 その他（監視装置、通信連絡等） 大規模損壊
プラント	重大事故対策	
	技術的能力	

〔年度別審査会合数〕 H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:39回

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について

令和2年3月19日
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓、国の基準の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、鳥取県原子力安全顧問会議での審議（鳥取県原子力安全顧問への意見聴取）と県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計30件の意見等がありました。

1 意見募集の期間 令和2年2月25日（火）から3月9日（月）まで

2 応募件数 30件（意見28件、質問2件）

3 応募のあった意見等の内容とそれに対する県の考え方

（1）両計画共通

ア 県民からの意見（要配慮者への対応）

意見等の内容	意見等に対する県の考え方
<p>【意見】</p> <p>30km圏内の住民であっても、最低限、車で移動困難な要支援者・乳幼児・妊産婦は、5km圏内のPAZ住民と同じタイミングで避難開始を早めに行うことが必要ではないか。</p>	○国の原子力災害対策指針の原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影响のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことにより、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、PAZ圏内の施設に近い住民は、ブルームによる内部被ばくだけではなく、ブルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくを含めた影響を避けるため、放射性物質が放出される前から予防的に避難することとされています。
<p>【意見】</p> <p>妊産婦・乳幼児を優先してバスに乗車とありますが、乗車だけでなく、早くに避難することが重要だと思います。早くに避難するためどうしたら良いかもご検討ください。</p>	○比較的施設から距離の離れたUPZ圏内においては、被ばくのリスクを低く抑えることができ、避難時の混乱や被害を防ぐことができる屋内退避が有効であるとされています。
<p>【意見】</p> <p>今の計画では、放射能濃度が高くなるまで、屋内待機で、一定の数値になってから避難開始となっているので、一時集結所まで、徒歩で移動すれば、放射能を浴びることとなる。</p> <p>このことを防ぐためにも、最低限、車で移動困難な要支援者・乳幼児・妊産婦は、5km圏内のPAZ住民と同じタイミングで、避難開始を早めに行うことが必要ではないか。</p>	○指針の避難のタイミングにおける防護措置を判断する空間線量の値は、乳幼児や妊産婦が考慮されている国際基準よりも低い値とされていますが、年齢が低いほど健康影響のリスクが高くなることから、県の計画では、情報の確実な伝達、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者、バスの優先乗車等の優先避難の配慮等を行っているところです。
<p>（広域住民避難計画第2章2（8）ア、ウ）</p>	○なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、緊急時における市長等による避難指示等ができるることを明示します。

イ 県民からの意見（安定ヨウ素剤の事前配布）

意見等の内容	意見等に対する県の考え方
<p>【意見】 事前配布を進めることで被ばくをしないで安定ヨウ素剤を服用することができますので、事前配布に力を入れることをご検討ください。</p>	<p>○県と米子市及び境港市では、平成30年度からUPZ圏内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集合所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対して事前配布説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施しています。</p>
<p>【意見】 今回の修正案の中で、被ばくの影響を受けやすい乳幼児・妊産婦の優先避難についての記述が多くなった点については、改善されたと感じました。ただ、具体的な被ばくの低減対策としては、「(1割の住民を対象とした)バスの優先乗車」「安定ヨウ素剤の優先配布」だけなので、もう少し踏み込んだ内容をお願いします。 特に乳幼児・妊産婦への安定ヨウ素剤の必要性の周知、その事前配布率を上げる必要性につながる文面も入れてください。</p>	<p>○この事前配布説明会に加え、今後、保健所での事前配布も行うなど配布機会の拡充とさらなる周知を図っていきます。</p>
<p>【意見】 2020年2月4日に、小泉大臣が、安定ヨウ素剤配布について「30km圏内の住民にも積極的に事前配布するよう24道府県に要請。…住民の健康を第一に考え、十分な効果が得られるタイミングで服用できるよう確実に住民の手に渡ることが不可欠だ。…保健所などで配布する方法も活用するように求める。」と発言したことが報道されている。</p>	<p>○また、市と連携し、乳幼児を含む未成年者や妊婦、授乳婦の安定ヨウ素剤服用優先者への周知方法の強化策について具体的に検討を進めています。</p>
<p>現在の県議会でも知事が保健所の配布に言及しているが、この防災計画には、このことが触れられていない。また、「保健所など」とあるので、薬局等なども考えられる。</p>	<p>○御意見も踏まえ、「服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む）である」と明記した上で、地域防災計画第2章第1節4(39頁)の文章を次のとおり修正します。</p>
<p>大臣が配布率に言及しているので、鳥取県も配布率を上げる努力を様々な形で行うべきと考える。</p>	<p>「…事前配布を希望する住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。なお、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとする。」</p>
<p>【意見】 「緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対して、事前配布説明会等において事前配布を行う。」 この事前配布が必要な方の記述に「緊急時に被ばくの影響を受けやすいとされる乳幼児・妊産婦及び18歳以下の未成年者に対して」「自家用車で避難する予定の方」といった記述を入れてください。 (「自家用車」の理由は、自家用車で避難する方が、避難退避時検査場で検査して「通過してよい」と言われた場合、わざわざ下車して安定ヨウ素剤をもらうような体制は現在つくられておらず、また、つぐるとしても希望する方は少なく難しいと思うため)</p>	
<p>【意見】 自家用車で避難する方が、避難退避時検査場で検査して「通過してよい」と言われた場合、わざわざ下車して安定ヨウ素剤をもらうような体制は現在作られていません。また、作るとしても希望する方は少なく、難しいと思います。自家用車の方も「事前配布」を勧めるべきだと思います。 (地域防災計画第2章2(17))</p>	

(2) 地域防災計画（原子力災害対策編）

原子力安全顧問からの意見

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
計画の基礎とすべき災害	<p>【意見】 「原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に」の「放射性セシウム等の」について、「放射性希ガス、放射性ヨウ素の他、放射性セシウム等の」のように、大量に放出した放射性物質、本来想定していた放射性物質を無視すべきではないと思う。 (第1章第5節2)</p>	御意見を踏まえ、第1章第5節2の文章を次のとおり修正します。 「…原子炉建屋の損傷等の結果、 <u>放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の</u> 放射性物質が大量に大気環境に放出された。」
情報収集	<p>【質問】 「情報収集」とは、一般住民からの情報提供についての記述か。 (第2章第6節)</p>	○本章では、県による国や関係機関からの情報収集を念頭に置いたものではあります、住民が異常を発見した場合の通報等、住民を通じた情報も機動的な情報収集を行うためには必要なものと考えており、内容を整理・分析した上で防災対策に活用することとしています。
民間事業者との連携	<p>【意見】 「民間事業者の積極的な協力を得て」を「県の主導のもとに民間業者の積極的な協力を得て」と県の責任を明確にしてはいかがか。 (第2章第6節11)</p>	御意見を踏まえ、第2章第6節11の文章を次のとおり修正します。 「 <u>県主導のもと、民間事業者の積極的な協力を得て、</u> 」
モニタリング体制	<p>【意見】 「放射性物質の拡散計算の…専門家と連携し、参考情報として活用する」の参考情報の意味が不明。何の参考にするのか不明確であり、防護対策実施の参考とするなら環境放射線モニタリングの結果を優先する立場を明確にすべきではないかと考える。 (第2章第7節14(9))</p>	御意見を踏まえ、第2章第7節14(9)の文章を次のとおり修正します。 「……緊急時モニタリング結果を優先しつつ、専門家と連携し、 <u>防護対策の参考情報として活用するものとする。</u> 」
資機材の活用	<p>【意見】 線量測定にドローンを活用した場合、測定に伴う不確実性の評価がまだ十分とは言えず、有効に使えるかどうかに懸念がある。 航空基地の設定やパイロットの養成、練度の向上に異論はないが線量の測定評価に使用するには技術的な検討が必要かと思う。 (第2章第11節10)</p>	御意見を踏まえ、第2章第11節10の文章を次のとおり修正します。 「小型無人飛行機（ドローン）を整備し、 <u>（略）被害情報の早期把握及び無人飛行の特性を生かした立ち入り困難な区域における情報収集に活用するとともに、</u> （略）。 このため、小型無人飛行機（ドローン）の航空基地を設定し、適切に管理するとともに、小型無人飛行機（ドローン）パイロットの養成及び練度の維持向上並びに放射線量の測定に関する技術的な検討に努める。」

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
複合災害への対応	<p>【意見】</p> <p>今般の新型コロナウィルスはじめ季節性インフルエンザなど感染症が流行している際にについても検討しておく必要があろうかと思う。</p> <p>まず避難してから避難先で感染対策か、避難前のスクリーニング等を行うか、など。</p> <p>(第4章第3節1 (4))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○御意見のとおり感染症が流行している状況下での避難については、臨機な対応を行う必要があると考えます。 ○たとえば、避難退城時検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者については、避難所等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど配慮するものとしており、こういった考え方を踏まえた対応をとることになるかと考えます。 ○このことについて、県民の安全確保を最優先として、今般の感染症対策の動向等を踏まえ、今後検討を進めていきます。
	<p>【意見】</p> <p>広域避難について、県西部には問題は無いものの受入市町村が別の災害で被災している場合の想定も必要かと思う。</p> <p>(第4章第3節3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難先が被災し、当該避難先で受け入れができない場合に備え、県内に予備的避難地域（広域住民避難計画に記載）を定めており、計画上の避難先が使用できない場合はこちらに避難することとしています。 ○さらに、万一、県内で避難者の受け入れが困難となり、県外に依頼する必要が生じた場合は、中国地方知事会や関西広域連合に対して調整を依頼するほか、国と調整を行うこととしています。 ○御意見を踏まえ、第4章第3節3に次の文章を追加します。 <p><u>「事前に定めた避難先が自然災害により避難者の受け入れをできない場合、県内の予備の避難先において受け入れの調整を行うものとする。」</u></p> <p><u>また、県内の予備の避難先で受け入れができない場合は、災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している県外自治体と調整の上、避難先を決定する。」</u></p>
	<p>【意見】</p> <p>具体的に考えられる手段を列記しておくのはいかがか。</p> <p>(第4章第7節2)</p>	<p>御意見を踏まえ、第4章第7節2の文章を次のとおり修正します。</p> <p><u>「防災行政無線、広報車、原子力防災アプリ、ホームページ、ソーシャルメディア（SNS）、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等といった情報伝達手段それぞれの特性及び耐災害性を把握し、複合災害時に特定の情報伝達手段の機能喪失が想定されるときは、必要に応じて代替手段を選択し、確実に情報が伝達できるよう努める」</u></p>

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
表現の適正化	【意見】 「事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく」の「必ずしも」を削除すること。 (第1章第5節2(1))	御意見のとおり修正します。
	【意見】 「情報の収集・連絡・整理・分析」を「情報の収集・整理分析と連絡」とすること。 (第2章第6節1(3))	御意見のとおり修正します。
	【意見】 通信手段・経路の多様化項目の中には多重化も含まれているので、「多様化・多重化」としては如何でしょうか。 (第2章第6節3(2))	御意見のとおり修正します。
	【意見】 「放送要請」を「広報に関すること」とすること。 (第3章第3節3表)	御意見を踏まえ、第2章2(14)の文章を次のとおり修正します。 「放送要請に関すること」を上段の記載と結合し、「災害対策および避難等に係る広報（放送要請を含む）に関すること」に修正します。
	【意見】 「報道機関の協力を得るものとする」の「ものとする」を削除すること。 (第3章第9節1(6))	御意見のとおり修正します。

(3) 広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

ア 原子力安全顧問からの意見

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
避難手段	【意見】 鉄路の利用には多くのメリットがあるが、これを安全に遂行するためには、特に駅プラットホームでの被ばく管理とともに事故等に対する安全確保が重要であり、十分な要員を配置して、避難時の事故防止に万全を期すべきだと思う。鉄路の特性のデメリットとして、このことを記しておくべきではないか。 (第2章1(4)オ(ウ))	御意見を踏まえ、第2章1(4)オの鉄路の特性（デメリット）として次の文章を追加します。 <u>「駅での被ばく管理・事故等に関する安全確保のため、十分な要員を配置する必要がある。」</u>
情報伝達	【意見】 「被害情報や避難の指示等重要な情報は、…防災アプリ等の手段による適切な情報提供」とあるが、必要な人が多言語表現された防災アプリをリアルタイムに活用できることが重要。 また、この方法は確実に必要な人に伝わったことの確認が不可能に近いと思うため、この方法は多様な伝達手段の一つと捉えた方が良いのではな	○御意見を踏まえ、第2章2(11)の文章を次のとおり修正します。 「被害情報や避難の指示等重要な情報は多言語表記された原子力防災アプリ等多様な手段による適切な情報提供」 ○この他、外国人支援インフォメーションセンター等の設置やホームページでの多言語自動翻訳機能の活用等様々な情報媒体での発信に努めることとしています。

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
	いかと思う。 (第2章2(11)ク)	
避難計画	<p>【意見】 松江市の住民が鳥取県内の道路を通って、最初に避難をすることを記述すること。 また、このことについて島根県・松江市との話し合いはあるのか。避難道路と避難する人数・車両など、把握しておかないと、避難する境港市民・米子市民とで大混乱が起きないか。 (第2章2(1))</p>	○広域住民避難計画付録において、島根県のUPZ避難者数及び避難経路を記載し、弓浜半島を通過する住民数を把握しているところでありますが、御意見を踏まえ、地域防災計画第3章第7節2(1)に次の文章を追加します。 「島根県の住民が県内を通過する場合は、 <u>必要に応じて、交通誘導等を行い、県内の通過が円滑に行われるよう努めるものとする。</u> 」 また、広域住民避難計画第2章2に次の文章を追加します。 「島根県の住民が県内を通過する場合にあっては、事後の避難を円滑にするため、島根県からの住民避難について交通誘導、支援等を実施する。」 ○なお、避難時に混乱が生じないよう避難経路上で渋滞が予想される主要交差点における警察による交通誘導や、信号機の遠隔制御、道路監視カメラ等を活用し、渋滞緩和を図ることとしています。
線量管理	<p>【質問】 参考に掲載されている「人事院規則」はどこを参照したものか。 (第2章2(16)ア)</p>	人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)第4条(職員の実効線量及び等価線量に掲げる値)を表としてまとめたものになります。
表現の適正化	<p>【意見】 「避難は、…状況の変化が急激で、…変化の兆候を迅速に捉え、変化を予測し、変化に対して機敏に」とあるが、「変化が急激で」という事と「変化を予測」することは矛盾する内容となる可能性がある。 ここでの「変化を予測し、」の言葉は削除した方が良いと思う。 (第2章1(6)ウ)</p>	御意見のとおり修正します。
	<p>【意見】 「ク 安定ヨウ素剤の受領」とあるが、「配布」としたほうがよいのではないか。 (第2章2(8)ク)</p>	御意見のとおり修正します。

イ 県民からの意見

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
防護措置	<p>【意見】 鳥取県の30km圏内の住民は、放射能濃度が高くなるまで、屋内待機で、</p>	○国の原子力災害対策指針の原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方とは、重篤な確定的影響を回避し、確

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
	<p>一定の数値になってから避難開始するというのは、県民の命や健康を守る県の立場からすると問題がある。「一定の被爆は受け入れなさい」と言っているようなものである。</p> <p>また、実際に事故が起きた際には、30km圏内も直ちに避難を開始する住民が多いことは想定される。それにあつた避難計画にすべきである。 (第2章2)</p>	<p>率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことにより、比較的施設から距離の離れたUPZ圏内においては、ブルームによる被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも屋内退避が有効であり、まずは屋内退避をとることを基本としています。</p> <p>○県では、毎年原子力防災ハンドブックの配布や各種講演会を開催し、原子力災害時における適切な行動を理解していくこと普及啓発に係る取組みを行っており、今後も引き続きさまざまな機会を通じて住民等に原子力防災について理解いただけるよう努めています。</p>
健康管理	<p>【意見】</p> <p>避難所において、低線量被ばくの影響不安を取り除くために、「甲状腺等価線量の簡易検査」を直ちに行う、といった記述を入れてください。(放射性ヨウ素は8日間で半減期になる場合があるため、被ばくの状況を正しく判断するために、早急に実施する必要があります。) (第2章4(6)イ(エ))</p>	<p>○国の原子力災害対策指針では、甲状腺モニタリングを避難退域時検査及び簡易除染の結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくが懸念される場合に行うこととしており、県では、避難所においては低線量被ばくの影響不安についての相談も行うこととしています。</p> <p>○県では、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、ホールボディカウンタ等を配備し、公衆の被ばく線量評価体制を整備しています。</p> <p>○加えて、県では据付型のホールボディカウンタを2台(鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院)、移動式ホールボディカウンタを1台整備し、測定体制を整えています。</p> <p>移動式ホールボディカウンタについては、中部・東部地域の避難所等を巡回する等によって、医療機関と連携して臨機に検査を行うこととしています。</p>

4 今後の予定

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の修正案については、3月24日(火)に開催する鳥取県防災会議において審議される予定です。

令和2年版鳥取県原子力防災ハンドブックの全戸配布について

令和2年3月19日
原子力安全対策課

万一島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合において、住民にとっていただきたい緊急時の対応のほか、日ごろの備え、放射線の基礎知識等を掲載した令和2年版鳥取県原子力防災ハンドブックを作成しました。4月中に県内の全戸に配布します。

平成25年度に作成後、毎年度改訂を行っており、令和2年版も新たな知見や原子力防災訓練などを通じていただいた住民の意見等を反映するなどして、より分かりやすく内容を充実させています。

このハンドブックは、原子力災害時にはUPZ内（境港市全域及び米子市の一帯）*から避難される住民を県内各市町で受け入れをお願いする場合があることから、県内の全戸に配布するとともに、県の原子力防災アプリやホームページでも公開します。

*UPZ：原子力施設から概ね半径30kmの範囲を目安として定められた緊急防護措置を準備する区域。

1 主な改訂内容

原子力災害時における屋内退避、避難の時に係る内容を充実させました。

(1) 新たに追加した内容

- ・避難の途中に「避難退域時検査*」を受けていただく会場として、島根県と共同で運営する大山パーキングエリア（伯耆町）を追加しました。
※自動車や身体に放射性物質が付着していないか放射線測定器を用いて検査等を実施。
- ・緊急時において、早期の避難が困難である等の理由により一定期間その場にとどまるを得ない病院・社会福祉施設の入居者などに屋内退避を継続していただける放射線防護対策施設*の一覧を掲載しました。
※建物の気密性の確保、放射性物質の影響緩和（外気の放射性物質除去フィルター等）等の対策を整備した施設。

(2) 内容を充実した事項

- ・放射能・放射線の単位であるシーベルト(Sv)とグレイ(Gy)等について、分かりやすい内容に修正しました。
- ・避難先一覧表の避難所や避難退域時検査会場の情報を最新の内容（施設名・電話番号等）に修正しました。

2 配布先等

原子力防災に関する県民への普及啓発と関係機関への周知のために配布等を行います。

(1) 配布先

- ・県内の全戸に市町村広報誌（3月号・4月号）と一緒に配布する。（19万6千戸）
- ・県内市町村にも広く配布し、庁舎や公民館等でも閲覧を可能とする。
- ・防災関係機関（警察、消防、報道機関等）等に配布する。

(2) 配架先

県庁及び各総合事務所の窓口等で、誰でも閲覧や入手することができるようになります。

(3) その他

- ・今後、講演会や現地研修会、防災士養成研修会などで活用する。
- ・県の原子力防災アプリや原子力防災ホームページで公開する。

URL:<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=7257>